

コミュニティセンターを利用される皆様へ
～ 10月1日から使用料が変更になります ～

消費税率引き上げに伴い、コミュニティセンターの使用料につきまして、**令和元年10月1日から**、消費税相当分を8%から10%に改定した新使用料とさせていただきますのでお知らせいたします。

改定の適用日 : 令和元年10月1日(火曜日) 申請分から

使用料の改定内容

(単位:円)

区分	改定料金(基本) (10月1日から)			現行料金(基本) (9月30日まで)		
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30
大会議室	880	1,100	1,650	860	1,080	1,620
第1会議室	440	660	1,100	430	640	1,080
第2会議室	440	660	1,100	430	640	1,080
第3会議室	220	330	550	210	320	540
和室	440	660	1,100	430	640	1,080

※ 市民以外の方が使用する場合は、所定の使用料の100分の100に相当する額を加えた額となります。

※ 令和元年9月30日までに利用の申請手続きが済んでいる場合は、利用日が令和元年10月1日以降でも現行の料金を適用します。

袋井市役所 協働まちづくり課 コミュニティ活動推進室

☎ 0538-44-3158 (直通)

幸浦(浅羽南)コミュニティセンター

☎ 0538-23-7205

